

日本橋プラザビル

駐車場管理規程

(令和元年9月改訂)

日本橋プラザ株式会社

駐車場の名称及び管理者

1. 駐車場の名称 日本橋プラザビル駐車場
2. 管理者
 - (1) 所在地 東京都中央区日本橋二丁目3番4号
 - (2) 名称 日本橋プラザ株式会社
 - (3) 代表者 取締役社長 矢田 美英

目 次

- | | |
|-----|---------------------------|
| 第1章 | 総則（第1条～第6条） |
| 第2章 | 利用（第7条～第14条） |
| 第3章 | 駐車料金及び駐車料金の算定等（第15条～第19条） |
| 第4章 | 引取りのない車両の処理（第20条～第24条） |
| 第5章 | 保管責任及び損害賠償（第25条～第29条） |
| 第6章 | 雑則（第30条） |

第 1 章 総 則

(通 則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(利用に関する制限)

第3条 駐車場の利用者は、次の各項の通り制限する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
2. 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずるもの)をいうが反社会的勢力でないこと
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、駐車場を利用するものでないこと
4. 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(営業時間)

第4条 駐車場の営業時間は、毎日午前7時30分から午後11時00分までとする。営業時間外は閉門する。閉門時間中の入出庫については、1階防災センターに申し出て係員の指示に従わなければならない。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔離、車路の通行止、駐車した自動車(駐車場法第2条第4号に定める自動車・以下「車両」という。)の退避等を行うことがある。

1. 天災地変による災害、火災、浸水、爆発等施設又は器物の損壊、その他これらに準る事故が発生又は発生する恐れがあると認められる場合
2. 保安上、営業の継続が適当でないと認められる場合
3. 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、次の内容を全て満たすものに限るものとする。

1. 積載物及び取付物を含めて、高さ2.1m、長さ5.2m、幅2.0m及び重量4tをこえないもの
2. 自動車登録車種番号1.3.4.5.7.に該当するもの

第 2 章 利 用

(駐車場の入出等)

- 第7条 1. パスカード（定期券）利用者以外の利用者は、入庫するときは、駐車券発行機の前に停止し、駐車券を取り入庫する。
2. パスカード（定期券）利用者以外の利用者は、出庫するときは、地下1階駐車場管理室において係員に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払って出庫する。
3. 利用者のうちパスカード（定期券）利用者は、パスカード（定期券）を入口・出口に設置されたアンテナにかざし所定の内容が確認されると入庫・出庫することができる。
4. 駐車場の管理上必要があるときは、出入口を一時閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第8条 駐車の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させことがある。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行については、道路交通関係法令の定めに従う他、次の事項を守らなければならない。

1. 速度は時速8キロメートルをこえないこと
2. 追い越しをしないこと
3. 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること
4. 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
5. 標識、信号等の表示及び係員の指示に従うこと

(遵守事項)

第10条 利用者は、前条の定めの他、次の事項を遵守しなければならない。

1. 駐車場内は、禁煙とし、火気を使用してはならない。
2. 紙屑、ボロ切れ及び空缶等は各所定の容器に入れること
3. 他の利用者の駐車位置や、管理人事務所、機械室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと
4. 駐車場内において宿泊しないこと
5. 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは、直ちに係員に届出すること
6. 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両を離れるときは窓の閉鎖、扉及びトランクの施錠を確認し盗難に備えること
7. 駐車場内においては営業行為、演説、宣伝、募金、署名運動、宣伝その他公安を害する行為は絶対にしないこと
8. 車両を洗浄する場合は所定の場所において行うこと
9. その他管理者の業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと

(駐車拒絶等)

第 11 条 管理者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止する他、次の場合には駐車を拒絶し、又は車両を退去させるものとする。

1. 駐車場の施設や器物又は他の車両、その積載物もしくはその取付物を滅失し、毀損又は汚損するおそれがあるとき
2. 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、または取り付けているとき
3. 著しく騒音又は臭気を発するとき
4. 非衛生的なものを積載しもしくは取り付けているとき、又は液汁を出し、もしくは積載物をこぼすおそれがあるとき
5. 利用者が反社会的勢力に該当すること、反社会的勢力に支配されていること、または反社会的勢力との関係を有していることが判明した場合
6. 利用者が詐術、暴力的行為または脅迫的言動を行ったと判断した場合
7. 反社会的勢力の利益になる行為を行うこと
8. その他駐車場の管理上支障があると認められるとき

(出庫拒否)

第 12 条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することがある。

1. 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき
2. 利用者が出庫する場合において所定の駐車場料金を支払わないとき、又はパスカード（定期券）を提示しないとき
3. 第 13 条に規定する措置を取るため必要があるとき

(事故に対する措置)

第 13 条 管理者は、駐車場内において事故が発生したとき又はそのおそれがあるときは、すみやかに必要な措置をとる。

(駐車時間の制限)

- 第 14 条 1. パスカード（定期券）利用者以外の利用者は、同一の車両を引き続き 7 日をこえて駐車させることはできない。
2. パスカード（定期券）利用者については、契約期間満了後 7 日をこえて駐車させることができない。
3. 前 2 項の期限をこえる駐車時間については、第 15 条の規定によって算定される駐車料金の他に、その 2 倍相当額の割増金を收受する。

第 3 章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(時間制駐車料金及び駐車時間)

- 第 15 条 1. 駐車料金は一車両あたり駐車時間毎 30 分（30 分未満の端数は 30 分に切り上げる）につき金 280 円とする。

2. 駐車料金を算出するための駐車時間(本条において「駐車時間」という)は、入庫のとき駐車券に打刻した時刻から、出庫のときに駐車券に打刻した時刻までの時間とする。駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(パスカード(定期券)による駐車場の利用)

第16条 パスカード(定期券)を発行する場合には、利用者と管理者との間においてあらかじめ自動車駐車場使用契約を締結するものとする。

1. 料金(定期月極料金)

通用期間	料金(1カ月)
全日パスカード(定期券)	午前0時から午後12時まで
1カ月	77,000円

2. パスカード(定期券)利用者は、別途締結した自動車駐車場使用契約を遵守しなければならない。
3. パスカード(定期券)を紛失、毀損された場合は直ちに日本橋プラザに届け出るものとする。

(駐車プリペイドカード)

第17条 1. 駐車プリペイドカードを次のとおり発行する。

種類	駐車プリペイドカード
金額	4,200円

2. 駐車プリペイドカードの代金は、当該駐車プリペイドカードを引渡す際收受する。
3. 駐車料金を改定した場合は、駐車プリペイドカードとの差額分を支払うものとする。

(不正利用に対する割増金)

- 第18条 1. パスカード(定期券)利用者以外の利用者が、駐車場管理室において、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは、所定の駐車料金の他にその2倍相当額の割増金を收受する。
2. パスカード(定期券)利用者が、次の方法によりパスカード(定期券)を使用した場合、当該パスカード(定期券)を無効として回収し、かつ、所定の駐車料金の他に、その2倍相当額の割増金を收受する。
- (1) 他の車両のパスカード(定期券)を利用した場合、又は他の車両にパスカード(定期券)を使用させた場合
 - (2) 券面の表示事項を故意に汚損し、又は改変して使用した場合
 - (3) 契約期間以外の期間にパスカード(定期券)を不正に使用し、又は有効時間以外の時間にパスカード(定期券)を不正に使用した場合

(料金の払戻し等)

- 第 19 条 1. 駐車プリペイドカード及びパスカード（定期券）の利用料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。
2. 第 5 条の規定により営業休止をしたため、パスカード（定期券）利用者が駐車することができなかつた場合においては、前項の規定にかかわらず自動車駐車場使用契約の期間満了後 1 カ月以内に限り、その請求に基づき定期駐車料金の割戻しを行うものとする。
3. 前項の割戻し額は、各定期駐車契約料金の月額を日割り計算にて算出した額とする。

(駐車場利用料の不徴収)

- 第 20 条 管理者が承認した車両については、駐車場利用料金を徴収しないことができる。

第 4 章 引取りのない車両の処理

(引取りの請求)

- 第 21 条 1. パスカード（定期券）利用者以外の利用者が、あらかじめ管理者への届出を行なうことなく第 14 条に規定する時間をこえて車両を駐車している場合、又はパスカード（定期券）利用者が自動車駐車場使用契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日をこえて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。
2. 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、もしくは引取ることができないとき、又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対し、通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。
- この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
3. 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができ。
4. 管理者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 22 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第 23 条 管理者は、第 21 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知し又駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

- 第 24 条 1. 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。
2. 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
3. 管理者は、第 1 項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し不足があるときは、利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第 5 章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

- 第 25 条 1. 管理者は、利用者が駐車券を駐車券発行機から受けたときから駐車券を回収するときまで（パスカード（定期券）利用者の場合は、パスカード（定期券）を入口・に設置されたアンテナにかざして入庫させたときから、パスカード（定期券）を出口に設置されたアンテナに かざして出庫させたときまで）、車両の保管の責任を負う。
2. 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（パスカード（定期券）利用者の場合は、出口に設置されたアンテナで確認して）、車両を出庫させた場合において、

管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第 26 条 管理者は、車両保管にあたり、第 27 条の規定による場合及び善良なる管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両を滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第 27 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第 28 条 管理者は、次の事由その他管理者の責に帰すことのできない事由によって生じた車両又は利用者の損害については賠償しない。

1. 天災地変その他不可抗力による事故
2. 当該車両その他積載物、もしくは取付物の瑕疵又は積載物もしくは取付物の性質による事故
3. 管理者の責に帰すことができない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
4. 第 5 条の規定による営業休止等の措置
5. 第 13 条の規定による事故に対する措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第 29 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害を請求するものとする。

第 6 章 雜 則

(この規定に定めない事項)

第 30 条 この規定に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

以 上